

仕 様 書

宮城県立がんセンター PET-CT 補償サービス業務

(1) 対象医療器械

番号	名称	型式	数量
①	PET-CT	シーメンスヘルスケア株式会社製 1) Biograph mCT40 2) 装置冷却装置 (チラー) 3) 放射性薬剤自動投与装置 4) 自動薬剤注入器 (インジェクター)	1 式

(2) 業務内容

1. 上記装置①の保守点検・リモートメンテナンス契約によって保証されない修理費用等（部品費、技術料、出張訪問費等）で、製造メーカー等が通常提供しているフルメンテナンス契約で保証されている費用について、受注者が負担すること。費用負担は保険サービスを用いることとする。なお、その保証範囲は、受注者が加入する損害保険契約（動産総合保険）に基づく。

2. 対象医療機器の保守・保証内容は、以下のとおり。

① PET-CT シーメンスヘルスケア株式会社製

- ・保守点検内容：別紙保守点検内容参照
- ・保守対象期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

② 補償の概要

当該機器の電氣的・機械的不具合に対する復旧修理作業の費用損害を「損害保険契約」に基づき補償する。

(1) ショート、スパーク、アーク、過電流

(2) 機器内部部品の発火、ギア破損

(3) 機能に支障をきたす不作動、異常作動、性能不発揮等に対する復旧修理作業など

③ 主な免責事由

(1) 保守業者判断において修理の必要性が示されない修理（部品のついで交換）

(2) 定期交換部品、消耗品（バッテリーやベルト等）の交換

(3) 技術変更、バージョンアップ等（ソフトウェア関係）

(4) 火災、落雷、破裂、爆発、人為的事故、天災等の外的要因によって生じた損害（一般的な火災保険等の補償範囲）

(5) バッテリーや電池などの充電切れによる交換

(6) (管球を補償対象としない場合) 管球を原因とした他部品の損害や人件費の発生

(7) 修理業者訪問時に「不具合が再現できなかったケース」など

④「損害保険契約」の詳細

当該「損害保険契約」の内容は、別紙「普通保険約款」「特約条項」「募集文書」のとおりとする。

(3) その他

医療安全性：修理の対応においては、人命にかかわることであり、迅速な対応を重視することから病院からメーカー（ディーラー）に直接連絡し修理を行う事とする。

(4) 履行場所

〒981-1293 宮城県名取市愛島塩手字野田山4-7-1 宮城県立がんセンター

保守点検仕様書

1 委託業務の名称 PET-CT保守点検業務

2 委託施設の概要

(1) 住 所 名取市愛島塩手字野田山47番1号

(2) 名 称 宮城県立がんセンター

(3) 設 備 1 Biograph mCT40

設 備 2 装置冷却装置(チラー), 放射性薬剤自動投与装置, 自動薬剤注入器(インジェクター)

3 施行目的

当該本体装置を常に善良な状態において機能を保持するように定期的に点検を行い、常に善良な管理者の注意をもって、その機能の保全を図るものとする。

4 保守点検仕様

(1) 受注者は、当該本体装置を次に掲げるところにより定期的に保守点検を実施し、不良箇所を発見したときは、ただちに補修するものとする。

保守設備及び点検回数

設 備 1 : Biograph mCT40

点 検 回 数 : 年4回 (5月, 8月, 11月, 2月)

設 備 2 : 装置冷却装置(チラー), 放射性薬剤自動投与装置, 自動薬剤注入器(インジェクター)

点 検 回 数 : 年1回 (2月, インジェクターのみ12月)

(2) 前記(1)にかかわらず、受注者は、発注者から故障等が発生した旨の連絡を受けたときは、ただちに補修するものとする。

5 委託業務の対象外工事等

次に掲げる工事又は補修等は、この仕様に基づく委託業務の対象外とする。

(1) 主要機器の移転又は変更若しくは増設

(2) 病院の移転又は増設

(3) 受注者の責めによらない理由によって発生した故障、破損等の復旧

6 修理, 消耗品等の費用負担

(1) 定期点検に係る技術料:

保守契約に含む

(2) 定期点検に係る部品費:

保守契約に含まない

(インジェクターは保守契約に含む)

(3) オンコールに係る技術料:

契約に含まない

(4) オンコールに係る部品費:

保守契約に含まない

(インジェクターは保守契約に含む)

(5) その他:

7 保守点検報告書の提出

受注者は、この仕様に基づく当該保守点検状況について、保守点検を実施した日の翌月まで、保守点検報告書により報告するものとする。

8 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第4 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(指示及び報告等)

第5 発注者(宮城県立がんセンター)は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第6 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。